羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 31 年 2 月 26 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提案理由

住民票の写し等を第三者に交付した事実の証明に係る事務及び羽曳野市で営業を行っていることについての市の証明に係る事務を廃止することに伴い、これらの証明に係る事数料の規定を削るほか所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市手数料条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日 羽曳野市条例第 号

羽曳野市手数料条例(昭和31年羽曳野市条例第30号)の一部を次のように改正する。 第5条第1号中「取り扱い」を「取扱い」に改める。

別表第14備考4及び備考6中「すべて」を「全て」に改める。

別表第 19 中 6 の項及び 7 の項を削り、8 の項を 6 の項とし、9 の項を 7 の項とし、10 の項を削り、11 の項を 8 の項とし、12 の項から 19 の項までを 3 項ずつ繰り上げ、同表 20 の項中「18 の項及び 19 の項」を「15 の項及び 16 の項」に改め、同項を同表 17 の項とし、同表中 21 の項を 18 の項とし、22 の項を 19 の項とし、同表備考 3 を削り、同表備考 4 中「11 の項」を「8 の項」に、「12 の項」を「9 の項」に改め、同表備考 4 を同表備考 3 とし、同表備考 5 中「18 の項」を「15 の項」に改め、同表備考 5 を同表備 考 4 とし、同表備考 6 中「19 の項」を「16 の項」に改め、同表備考 6 を同表備考 5 とし、同表備考 7 中「20 の項」を「17 の項」に改め、同表備考 7 を同表備考 6 とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

.

亲

(免除)

第5条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの
- (2)~(5) 省略

第6条 省略

附 則 省略

別表第1~別表第13 省略

別表第14(第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

表 省略

備考

1~3 省略

- 4 この表の 1 の項(イ欄は除く。)について、申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)全ての数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあっては算出した額が 1,600 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 2,000 円)に満たない場合は、その手数料の額は 1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 2,000 円)、ウ欄にあっては算出した額が 5,500円に満たない場合は、その手数料の額は 5,500円、工欄にあっては算出した額が 12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 18,300円)に満たない場合は、その手数料の額は 12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 18,300円)とする。
- 5 省略
- 6 この表の5の項ウ欄について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で申請に係る住宅が共同住宅等である場

(免除)

- 第5条 次に掲げるものについては、手数料を徴収しない。
  - (1) 法令の規定により無料で<u>取り扱い</u>をしなければならないもの  $(2)\sim(5)$  省略

旧

第6条 省略

附 則 省略

別表第1~別表第13 省略

別表第14(第2条関係)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係

表 省略

備考

1~3 省略

4 この表の 1 の項(イ欄は除く。)について、申請に係る住宅が共同住宅等である場合に限り、事務の欄に掲げる区分ごとに定める金額を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)<u>すべて</u>の数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)とする。ただし、同項のア欄にあっては算出した額が 1,600 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 2,000 円)に満たない場合は、その手数料の額は 1,600円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 2,000 円)、ウ欄にあっては算出した額が 5,500 円に満たない場合は、その手数料の額は 5,500 円、工欄にあっては算出した額が 12,000 円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 18,300 円)に満たない場合は、その手数料の額は 12,000円(増改築基準が適用される住宅に係るものにあっては 18,300円)とする。

- 5 省略
- 6 この表の5の項ウ欄について、法第5条第4項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更で申請に係る住宅が共同住宅等である場

合に限り、2,200 円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。) 全ての数で除して得た額(その額に 100 円未満の端数がある場合は、これを 100 円に切り上げた額)とする。ただし、その額が 100 円に満たない場合は、その手数料の額は、100 円とする。

別表第15~別表第18 省略

別表第19(第2条関係)

1•2 省略

その他の証明、写しの交付関係

項	事務	単位	金額
$1 \sim 5$	省略		
<u>6</u>	省略		
<u>7</u>	省略		
<u>8</u>	省略		
<u>9</u>	省略		
<u>10</u>	省略		
<u>11</u>	省略		
<u>12</u>	省略		
<u>13</u>	省略		
<u>14</u>	省略		
<u>15</u>	省略		
<u>16</u>	省略		
<u>17</u>	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの	省略	
	交付又は記載事項に関する証明( <u>15 の項</u>		
	<u>及び16の項</u> に規定するものを除く。)		
<u>18</u>	省略		
<u>19</u>	省略		
備考			

合に限り、2,200円を当該住宅に含まれる認定対象住戸(同時に申請しようとするものに限る。)<u>すべて</u>の数で除して得た額(その額に 100円未満の端数がある場合は、これを 100円に切り上げた額)とする。ただし、その額が 100円に満たない場合は、その手数料の額は、100円とする。

別表第15~別表第18 省略

別表第19(第2条関係)

その他の証明、写しの交付関係

項	事務	単位	金額
1~5	省略		
<u>6</u>	不在籍に関する証明	1件	200 円
<u>7</u>	住民票の写し等交付事実証明書の交付	1件	200 円
<u>8</u>	省略		
9	省略		
<u>10</u>	営業又は所在地に関する証明	1件	200 円
<u>11</u>	省略		
<u>12</u>	省略		
<u>13</u>	省略		
<u>14</u>	省略		
<u>15</u>	省略		
<u>16</u>	省略		
<u>17</u>	省略		
<u>18</u>	省略		
<u>19</u>	省略		
<u>20</u>	公簿、公文書若しくは図面の閲覧、写しの	省略	
	交付又は記載事項に関する証明(18の項及		
	<u>び 19 の項</u> に規定するものを除く。)		
<u>21</u>	省略		
<u>22</u>	省略		

## 備考

1•2 省略

- 3 この表の8の項に掲げる境界明示又は9の項に掲げる証明において、2 筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1 筆を増すごとに200円を加えた額を徴収する。
- 4 この表の <u>15 の項</u>に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 11 条の 4 第 1 項に規定する書類ごとに 1 件とする。
- 5 この表の 16 の項に掲げる写しの交付については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定に係る図面 1 枚を 1 件とする。
- <u>6</u> この表の 17 の項に掲げる閲覧については、公簿は 1 冊、公文書は 1 事件、図面は 1 枚を 1 件とし、写しの交付又は記載事項に関する証明 については、1 枚を 1 件とする。

附表1~附表3 省略

- 3 この表の 7 の項において、「住民票の写し等」とは次に掲げるもの をいう。
  - ア 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民票の写し、住民票に記載をした事項に関する証明書、戸籍の附票の写し、消除された住民票の写し、消除された住民票に記載をした事項に関する証明書及び消除された戸籍の附票の写し
  - イ 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)の規定による戸籍の謄本又は抄本、戸籍に記載した事項に関する証明書、除かれた戸籍の謄本又は抄本及び除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調整された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全て又は一部を証明した書面
- 4 この表の <u>11 の項</u>に掲げる境界明示又は <u>12 の項</u>に掲げる証明において、2 筆以上の土地の境界明示又は証明を必要とするときは、1 筆を増すごとに 200 円を加えた額を徴収する。
- 5 この表の 18 の項に掲げる写しの交付については、建築物、工作物又は建築設備及び建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第11条の4第1項に規定する書類ごとに1件とする。
- <u>6</u> この表の <u>19 の項</u>に掲げる写しの交付については、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定に係る図面 1 枚を 1 件とする。
- $\underline{7}$  この表の  $\underline{20}$  の項に掲げる閲覧については、公簿は1冊、公文書は1事件、図面は1枚を1件とし、写しの交付又は記載事項に関する証明については、1枚を1件とする。

附表1~附表3 省略